

令和8年度東京港における港湾DX加速化補助金

(Cyber Port 連携) 募集要領

第1 目的

この補助金は、国土交通省が開発した「サイバーポート（港湾物流）」（以下「Cyber Port」という。）を活用することにより、東京港におけるコンテナふ頭のデジタル・トランスフォーメーション（DX）を加速させて、港湾物流の効率化等を推進することを目的として実施します。

第2 補助対象事業

補助金の交付対象となる事業は、Cyber Port を活用し、コンテナがゲートに到着する前にTOS（ターミナルオペレーションシステム）の情報と搬入情報の照合を行う（以下「事前照合」という。）ことによる、港湾物流の効率化を目的とするシステム改修等に係る事業のうち、東京都知事（以下「知事」という。）が適当と認めたもの（以下「補助対象事業」という。）とします。

第3 補助対象者

補助対象者は、荷主、倉庫業者又は港湾運送事業者※であって、別表1に定める東京港の外貿コンテナふ頭のうち、事前照合の実施が可能なふ頭を利用している、又は利用する予定のある事業者とします。ただし、次に掲げる団体は、補助対象者となりません。補助対象者交付決定以後に判明した場合も同様です。

- (1) 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団員等（暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるもの

※用語の意義は、以下のとおりとします。

・荷主

自らの事業に関する貨物の輸送について契約等により輸送の方法等を実質的に決定している者であり、貨物を引き渡す輸出人又は貨物を受け取る輸入人をいう。

・倉庫業者

倉庫業法（昭和31年法律第121号）第2条第2項に規定する倉庫業を営む者をいう。

・港湾運送事業者

港湾運送事業法（昭和26年法律第161号）第2条第2項に規定する港湾運送事業及び同条第4項に規定する港湾以外の港湾において行われる当該事業に相当する事業を営む者をいう。

第4 補助対象経費

この補助金の対象となる経費は、本要領第2に規定する補助対象事業について、別表2に掲げ

る経費で、全体計画期間内の地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 208 条に定める各会計年度内（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）に交付決定を受け、かつその実施に伴い発生した経費の支払が完了した経費のうち、知事が適当と認めた事業に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とします。

また、補助対象経費は消費税及び地方消費税相当額を控除した額とします。

※事前着手承認申請書（別記第 3 号様式）について

補助金の交付決定前に契約締結する等、補助対象事業を既に開始している場合、当該経費については、補助対象経費として認められません。

ただし、交付申請と同時に東京都（以下「都」という。）に事前着手承認申請書を提出し、都から承認を受けた場合は、交付決定の通知以前に契約締結等を行った事業に要する経費についても、補助対象経費とすることができます（この場合であっても、交付申請日以前に行われた契約締結等に要する経費については、補助対象経費として認められません。）。

なお、事前着手承認後に発注等を行った経費であっても、交付申請の内容等を確認した結果、補助対象経費とならない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

該当の事案がある場合は、随時都に相談してください。

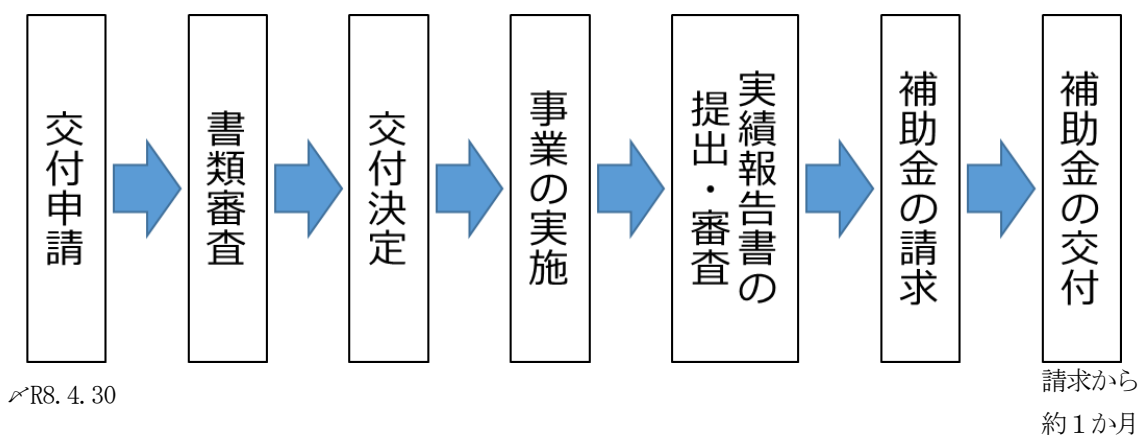
第 5 補助金上限額

この補助金は、都の予算の範囲内で交付するものとし、1 件当たりの補助金額は、本要領第 4 に定める補助対象経費（本補助金以外の国、都又は区市町村等から補助金等の交付を受けている場合は、補助対象経費から当該補助金額等を差し引いた補助対象者負担額）かつ 2,000 万円を上限とします（千円未満の端数は切り捨て）。

第 6 交付申請から補助金の交付までの流れ

交付申請から補助金の交付までの流れは次のとおりとなります。

<令和 8 年度のスケジュール>



第 7 交付申請

補助の申請に当たっては、下記（3）の窓口で事前連絡の上、申請書類一式を持参又は郵送（書

留郵便) してください。

(1) 申請受付期間

令和8年4月6日(月曜日) から令和8年4月30日(木曜日) 17時まで

(2) 申請書類

NO	必要書類	備考
1	補助金交付申請書(別記第1号様式)	
2	全体計画書(別記第1号様式 別紙1) ※1	
3	経費所要額調(別記第1号様式 別紙2)	単価算出の基礎資料(見積書)等の添付
4	誓約書(別記第2号様式)	
5	事前着手承認申請書(別記第3号様式)	事前着手が必要な場合のみ提出
6	全体計画承認申請書(別記第4号様式) ※1 ※2	補助対象事業が複数年度にわたる場合のみ初年度の交付申請時に提出
7	法人の登記事項証明書	申請時から3か月以内のもの
8	事業報告及び決算書類	直近のもの
9	印鑑証明書	
10	会社概要(パンフレット等)	
11	その他必要になる書類	

※1 補助対象事業が複数年度にわたる場合のみ、初年度の交付申請時に提出してください。

※2 全体計画書(別記第1号様式 別紙1)で記載する事業期間については、補助対象事業に係る経費の支払い手続きの期間を含んで記載してください。

(3) 申請書類の提出等及び本事業についてのお問い合わせ先

東京都港湾局港湾経営部振興課(港湾デジタルサービス推進担当)

〒163-8001

東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第二本庁舎8階南側

E-mail S0000517@section.metro.tokyo.jp

TEL 03-5320-5658(直通)

第8 審査・交付決定

1 事業計画等の審査

申請された事業は外部委員を含む審査委員会において審査を行います。

審査委員会は、申請者から提出のあった申請書類における事業計画等について、本要領第2及び以下の項目を考慮して補助金交付に相当するかを審査し、都の予算の範囲内で補助対象事業を選定します。

(1) 事業実施能力の検証	
①	本事業の実施に当たり具体的な課題や取組等が示されているか
②	概算事業費が妥当であるか
③	事業全体の資金計画が妥当であるか
(2) 事業実施による効果・継続性	
①	Cyber Port と事業者の社内システムとの連携により、事前照合を適切に実施できるか
②	東京港におけるコンテナふ頭のDX推進に向けて、港湾物流の効率化などに取り組むという事業の目的に沿っているか
③	補助対象期間終了後も、補助金により整備したシステム等を継続的に活用する具体的方針があるか
(3) 事前照合事業への参加	
①	都等が実施する事前照合事業に参加可能か

なお、審査に当たって、内容等に不明確な部分がある場合等は、申請者に対して必要に応じて追加の資料提出依頼やヒアリング等を行う場合があります。

また、虚偽の記載や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、当該申請を無効とすることがあります。

2 交付決定の通知

補助金交付事業を決定した場合は、申請者宛てに書面で通知します。

なお、交付決定額は補助額の上限を示すものであり、補助対象事業の完了後、又は補助金の交付決定に係る都の会計年度終了後に実績報告の提出を受け、補助金の額を確定します。

3 交付決定の取消し

交付決定後に、虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が明らかになった場合には、交付決定を取り消します。

4 事業の変更・中止

交付決定後に補助対象事業を変更・中止する場合は、変更・中止承認申請書(別記第7号様式)を提出してください。

5 補助対象事業が複数年度にわたる場合の取扱い

補助対象事業が複数年度にわたる場合は、交付申請時に提出していただく全体計画書(別記第1号様式別紙1)及び全体計画承認申請書(別記第4号様式)を審査し、全体計画を承認します。

複数年度の補助対象事業として承認された場合、次年度以降、全体計画を変更する場合以外は改めて全体計画の承認申請をしていただく必要はありませんが、**補助金の交付申請については、毎年度行っていただく必要があります。**

全体計画書における各年度の補助対象部分のうち、補助対象事業の完了後、又は補助金の交付決定に係る都の会計年度終了後に、本要領第10に規定する実績報告書(別記第10号様式)の提出を受け、補助金額が確定したのものについて各年度に補助金を交付します。このため、実績

を確認できる書類・成果物等については、各年度でそれぞれ区分して整理・管理等を行ってください。

次年度以降の補助金の交付については、都の予算措置の状況によるため、全体計画承認時点において、次年度以降の補助金額を確定することはできません。従って、全体計画承認及び初年度の交付決定をもって、次年度以降の補助金交付を約束するものではないことに御留意ください。

全体計画書を途中で変更する場合は、再度同様の申請を行っていただく場合がありますので、本要領第7（3）のお問合せ先に御連絡ください。

第9 事業の実施

補助対象事業は、原則として、交付決定の通知後に実施してください。交付決定の通知の前に契約締結等を行った場合には、補助対象とはなりません。

なお、交付決定の通知前に補助対象事業に着手する場合には、本要領第4を御確認ください。

第10 実績報告書の提出

補助金交付決定を受け、補助対象事業を行う者（以下「交付決定事業者」という。）は、本事業の終了後速やかに、実績報告書（別記第9号様式）及び必要な書類を提出してください。なお、補助対象事業が複数年度にわたる場合、毎年度実績報告書の提出が必要です。

(1) 提出期限

補助対象事業が完了した日から30日以内又は令和9年4月7日（水）のいずれか早い日まで

(2) 報告書類

NO	必要書類	備考
1	補助金実績報告書（別記第9号様式）	
2	事業報告書（別記第9号様式 別紙1）	
3	経費所要額実績報告書（別記第9号様式 別紙2）	
4	補助対象経費の確認資料（写しも可）	例) ○事業実施に係る契約の内容及び金額を示す書類（仕様書、契約書又は請書等） ○当該年度の契約履行を示す書類（納品書、完了届、検査書、引渡書等） ○契約の履行に対する支出関係書類（請求書、口座振込受付書控、領収書等）
5	支払金口座情報登録依頼書※	都の支払金口座が未登録の場合

※ 補助金は、「口座情報払」という支払方法を利用して、口座振替にて支払を行います。「口座情報払」では、あらかじめ債権者様から都へ支払金口座情報登録依頼書の提出が必要となり

ます。支払金を御請求の際は、口座情報登録後に交付する「支払金口座振替依頼書（口座情報
払用）」の写しを取り、必要事項を御記入の上、都へ提出してください。

【会計管理局 HP】 <https://www.kaikeikanri.metro.tokyo.lg.jp/keiyaku.htm>

(3) 補助対象事業の完了前であっても、事業の進捗、経費の発生状況等を報告していただく場合
があります。

第11 補助金の請求・交付

1 補助金の額の確定

実績報告書に基づき、都の審査及び必要に応じて行う現地調査等を経て、補助金の額を確定
した後に、交付決定事業者宛てに書面で通知します。

2 補助金の請求

額の確定通知を受けた交付決定事業者は、次の書類を提出してください。

(1) 請求書（別記第11号様式）

(2) 支払金口座振替依頼書（第10（2）による支払金口座登録後にお渡しします。）

3 補助金の交付

補助金は、交付決定事業者の指定する宛先に対し、請求書受理後、概ね1か月以内に交付しま
す。

4 補助金の返還

補助金交付後に、本申請内容において虚偽の申請や不正行為、補助の目的に反する行為等が
明らかになった場合には、対象事業を取り消し、補助金の返還を求める場合があります。

5 補助対象事業が複数年度にわたる場合の取扱い

補助対象事業が複数年度にわたる場合は、補助金の交付決定を受けた年度内に実施及び支払
が完了している経費となります（当該年度の経費としてその年度に支払った経費が当該年度の
補助対象経費となります。）。

第12 Cyber Port に関する問合せ

Cyber Port の機能やシステム要件等についてのお問い合わせ先は以下のとおりです。

※補助金に関するお問い合わせについては、東京都港湾局までお問い合わせください。

<Cyber Port の機能やシステム要件等について>

下記のポータルサイトの問合せから御連絡をお願いします。

・ポータルサイト URL : <http://www.cyber-port.net>

<参考：補助金に関するお問い合わせ>

東京都港湾局港湾経営部振興課（港湾デジタルサービス推進担当）

TEL : 03-5320-5658（直通）

第13 その他

- 1 本事業は、募集要領のほか、東京港における港湾DX加速化補助金（Cyber Port 連携）交付要綱の定めるところにより実施します。
- 2 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄を行うことはできません。
また、補助事業の目的に沿った利用が継続されているか確認するため、耐用年数の残存期間中は、必要に応じて現地確認等を行う場合があります。
- 3 交付決定事業者が前項の規定により知事の承認を受けて財産を処分し、当該処分により収入があった場合には、知事は、この収入の全部又は一部を納付させることができます。
- 4 交付決定事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、台帳の管理及び物品への表示等、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運用を図らなければなりません。
- 5 本報告の内容によっては、必要な改善を求めることがあります。
その他、必要に応じデータの提供等について御相談することがあります。
- 6 交付決定事業者は、補助金と事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産が減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日の属する年度の終了後の5年間）当該帳簿及び証拠書類を保存してください。
- 7 知事は、必要があると認めるときは、交付決定事業者に対して必要な報告をさせ、又は職員に帳簿、書類等を調査させることができるほか、交付決定事業者名、取組内容等を公表することができるものとします。
- 8 補助対象期間終了後、本事業に関する調査・評価のために、事後アンケートやヒアリングに協力していただくことがあります。

別表1 対象となる外貿コンテナふ頭（第3関係）

所	対象ふ頭
大井	大井コンテナふ頭第1・2号バース
	大井コンテナふ頭第3・4号バース
	大井コンテナふ頭第5号バース
	大井コンテナふ頭第6・7号バース
青海	青海コンテナふ頭公共バース（第0～2号）
	青海コンテナふ頭第4号バース
品川	品川コンテナふ頭バース（SC、SD、SE）
中央防波堤外側	中央防波堤外側コンテナふ頭Y1バース
	中央防波堤外側コンテナふ頭Y2バース

別表2 補助対象経費（第4関係）

事項	内容
条件	<p>(1) 申請書に記載した事業を実施するための直接的かつ必要最小限の経費 (2) 全体計画期間内に契約が完了している経費 (3) 補助金の交付決定を受けた年度内に実施及び支払が完了している経費 (4) 補助対象（使途、単価、規模等）の確認が可能であり、かつ、補助対象事業に係るものとして、明確に区分できる経費 (5) Cyber Port とシステム連携するために必要な経費</p> <p>なお、Cyber Port の概要及び連携に係る仕様については、Cyber Port のポータルサイトにおいて公開（一部資料はポータルサイトから資料請求することで入手可能）していますので、申請書類の作成にあたって参照ください。 ポータルサイト URL : http://www.cyber-port.net</p>
補助対象経費	<p>(1) 人件費 (2) 旅費 (3) 補助員人件費 (4) 委託・外注費 (5) その他補助対象事業の目的と照らし知事が必要と認める費用</p>
補助対象外経費	<p>代表的な補助「対象外」となる経費は以下のとおり。</p> <p>(1) 本事業に供されない又は使用目的が不明な機能に係る経費が含まれるもの (2) 接続先の Cyber Port が負担すべき経費が含まれるもの (3) 恒常的に利用が見込まれない機能に係る経費が含まれるもの (4) 事業実施期間後の運用経費や保守費用が含まれるもの (5) 補助事業者自らが負担していないもの (6) Cyber Port の利用にかかる経費 (7) 交付決定前に契約したものに対する経費 (8) 事務費などの間接経費（振込手数料、収入印紙代等） (9) 消費税及び地方消費税 (10) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費</p>